



公益社団法人鳥取県人権文化センター

次長兼上席専任研究員 尾崎真理子

福祉と人権

私が所属する鳥取県人権文化センターは、人権啓発に関わるさまざまな事業を行っています。私は福祉教育研究委員を務めさせていただいていますが、福祉について知れば知るほど、人権と福祉は大変深いつながりがあると感じます。

人は誰でも幸せに生きたいものです。人権の歴史をふりかえってみると、昔の人は「自分の思い通りに自由に生きられたら、幸せになれるんじゃないか」と考えました。そこで、封建社会や身分制度などを打ち壊し、思想・良心の自由、住居・移転の自由、学問の自由、職業選択の自由などをすべての人が持っている権利、つまり人権だと認める社会に変えました。

ところが、程なくして、人々は自由だけでは幸せに生きられないことに気づきます。学問の自由があっても、そもそも教育を受けるのにお金が要ります。貧しい家の子は教育を受けられず、望む職に就くための知識やスキルを身に付けられないため、職業選択の自由は絵に描いた餅でした。工場や炭鉱で身を粉にして働いたとしても、病気やけがで働けなくなれば、明日を生きることも難しくなりました。

そこで、人々は、誰でも教育を受けられることや、生活に困ったときは社会に助けてもらえることも、人権に加えたのです。とはいえ、窮している人を助ける福祉の思想やしくみ自体は昔から存在していました。例えば、時の政権や地域の篤志家、寺院などによる貧民・病人の救済活動や教育、あるいは地域の相互扶助の慣習など様々なものがありましたが、これらはいずれも為政者や社会状況が変われば無くなる、心もとないしくみでもありました。そこで、近代社会では福祉を人権とすることで、税金を使って各種の福祉事業を展開し、誰でも、どこにいても、継続的に福祉を享受できるようにしたわけです。

人は幸せになりたい。そのためには、個人の自由だけでなく、互いに助け合う福祉が欠かせない。
これからも福祉と人権との深いつながりに思いを馳せながら、福祉教育に携わっていきたいと思います。